

# チリ

## 産業財産規則

1991年5月6日法令第177号

1991年9月30日施行

### 目次

#### 第 I 章 定義

第 1 条

第 2 条

第 3 条

#### 第 II 章 産業特権の出願及び前提資料

第 4 条

第 5 条

第 6 条

第 7 条

第 8 条

第 9 条

第 10 条

第 11 条

第 12 条

第 13 条

第 14 条

#### 第 III 章 産業特権取得の共通手続

第 15 条

第 16 条

第 17 条

第 18 条

第 19 条

第 20 条

第 21 条

第 22 条

#### 第 IV 章 商標

第 23 条

第 24 条

第 25 条

第 26 条

第 27 条

#### 第 V 章 商標付与の特則

第 28 条

第 29 条

第 30 条

第 31 条

第 32 条

第 33 条

第 34 条

第 VI 章 發明特許

第 35 条

第 36 条

第 37 条

第 38 条

第 39 条

第 40 条

第 41 条

第 42 条

第 43 条

第 44 条

第 45 条

第 46 条

第 47 条

第 48 条

第 49 条

第 50 条

第 51 条

第 52 条

第 53 条

第 54 条

第 55 条

第 56 条

第 57 条

第 58 条

第 VII 章 实用新案

第 59 条

第 60 条

第 61 条

第 VIII 章 意匠

第 62 条

第 63 条

第 64 条

第 65 条

第 IX 章 優先權

第 66 条

第 67 条

第 68 条

第 69 条  
第 70 条  
第 X 章 異議  
第 71 条  
第 72 条  
第 73 条  
第 XI 章 通知  
第 74 条  
第 75 条  
第 76 条  
第 XII 章 産業特権の無効  
第 77 条  
第 78 条  
第 79 条  
第 80 条  
第 81 条  
第 82 条  
第 83 条  
第 84 条  
第 85 条  
第 XIII 章 産業特権から生じる義務  
第 86 条  
第 87 条  
第 88 条  
第 89 条  
第 XIV 章 産業特権の譲渡  
第 90 条  
第 91 条  
第 92 条  
第 XV 章 産業財産局が保管する産業財産簿及び個別登録簿  
第 93 条  
第 94 条  
第 95 条  
第 XVI 章 強制ライセンス  
第 96 条  
第 97 条  
第 98 条  
第 XVII 章 専門家報告  
第 99 条  
第 100 条  
第 101 条

第 102 条

第 103 条

第 104 条

第 105 条

第 106 条

第 107 条

第 108 条

第 109 条

第 110 条

第 XVIII 章 職務発明

第 111 条

第 112 条

第 113 条

第 114 条

第 XIX 章 仲裁審判所

第 115 条

第 116 条

第 117 条

第 118 条

第 119 条

第 120 条

第 121 条

第 122 条

第 123 条

第 124 条

第 125 条

第 XX 章 最終規定

第 126 条

第 127 条

## 第1章 定義

### 第1条

本規則は、産業特権の付与、並びに産業特権が付与された商標、発明、実用新案及び工業意匠(以下「意匠」という。)に関する諸権利の保護、更には法第 19.039 に定めるその他の事項について規定する。

産業特権の保護出願は、経済・開発及び再開発省の下にある産業財産局に対して行わなければならない。

### 第2条

本規則において、次に掲げる各用語はそれぞれ以下の意味を有する。

「特許分類」: 1971年3月24日に締結されたストラスブール協定で確立されその後逐次改訂されている国際特許分類に従った発明特許の分類

「商標分類」: 1957年6月15日に締結されたニース協定で確立されその後逐次改訂されている商品及びサービスの国際分類に従った商標の分類

「実用新案分類」: 1971年3月24日に締結されたストラスブール協定で確立されその後逐次改訂されている国際特許分類に従った実用新案の分類

「意匠分類」: 1968年10月8日に締結されたロカルノ協定で確立されその後逐次改訂されている国際意匠分類に従った意匠の分類

「産業財産局」: チリ経済・開発及び再開発省の下にある産業財産局

「技術的均等物」: 発明においてクレームされている特徴と同様の機能を同様の態様で発揮しかつ当該クレームにおいて指摘されていると同等の効果と結果を実現する要素若しくは手段

「技術水準」: チリにおいてなされる産業特権付与に関する出願の出願日又は優先権主張日より前に、たとえチリ国内においてまったく知られていないとしても、有形媒体による出版、販売等の商業活動、使用又はその他の方法を通して世界の何れかの地において公衆に利用可能となっている一切の知識

「強制ライセンス」: 独占的な濫用が存在する場合に、権利の所有者の意志に反して又は権利の所有者の同意なしに当局によって第三者に付与される発明のライセンス

「法」: 産業特権の付与及び付与された産業特権の保護に適用される基準と規範を定める法第 19.039 号

「明細書」: 産業特権の出願人が自己の発明、実用新案又は意匠を明確かつ詳細に述べると共に当該特権に関連する技術水準を明示する文書

「審査官」: 発明、実用新案及び意匠に関する技術報告書を発行する権限を有する者として産業財産局により適正に授権された専門家若しくは熟練技術者

「クレーム」: 保護を求める新規技術の諸特性を個々の説明するクレームを記述することを意図して明瞭かつ正確に構成された書面

「優先権」: 出願人が産業特権の付与を出願する場合に、チリにおけるか外国におけるかを問わず、先に同一対象について出願人が保護出願を行っていることを理由に主張する優先的権利。優先権は、外国で保護出願を行った者に対して、法又は国際条約に定めた期限内にチリにおいても当該出願人が有効に保護出願を行う可能性を保証するものである。

「産業特権」: 産業財産局の与える保護の対象となっている商標、特許、実用新案及び意匠で

構成される。

「ロイヤルティ」: 産業財産の実施権者(使用権者)が、産業財産権の使用を許諾するライセンスに対して産業特権の所有者に定期的に支払う料金

「クレーム」又は「クローズ」: 特許若しくは実用新案によって明確に保護される対象を定義若しくは限定する記載。この記載は、次の要素から成る。

番号

前文

「特徴付けられる」の文言、及び

特徴の内容

「従属クレーム」: 他のクレームの特徴を含むと共に、更に、保護を求める詳細、追加又は代替的な要素を含むクレーム

「多数従属クレーム」: 複数の先行するクレームに従属するクレーム

「独立クレーム」: 出願の対象若しくは発明の単位が1個のクレームで十分にカバーできない場合に使用される同一範疇(製品、方法又は器具)のクレーム

「願書」: 出願する産業特権及び出願人についての基本的情報を提供する産業財産局発行の様式

「産業財産証」: 産業財産が付与されたことを証明する本規則の規定に従って産業財産局が発行する証明書

「科学理論」: 何らかの科学に関連する推論的知識で、如何なる出願からも独立したもの

「仲裁審判所」: 法第 17 条に従って設置される特別審判所

### 第 3 条

産業特権の出願権は、職務発明に適用される特別規則を害することなく、発明者、考案者若しくは創作者、更にはその承継人若しくは譲受人に属する。

産業特権に関する権利は、法及び本規則に従って産業財産局に登録された時から生じる。

## 第 11 章 産業特権の出願及び前提資料

### 第 4 条

産業特権は，チリ人及び外国人の両者を含め，自然人又は法人の何れもが取得することができる。

産業特権の出願は，利害関係人が自ら又は利害関係人の適正に授権された代表者若しくは代理人が本規則に定める方法に従って行うことができる。

### 第 5 条

特別の規定が存在しない場合は，各種産業特権に関する手続には以下の規定が適用されるものとする。

### 第 6 条

産業特権の付与を求める出願はすべて，それら出願のために特に定められ印刷された様式による願書を，産業財産局の出願受理課に 3 通提出して行わなければならない。

産業特権の付与を求める願書には受理の順により受理印が押捺され，その順番に対応する出願番号が残りの手続全体を通して出願を特定するために与えられる。

### 第 7 条

産業特権の願書には，法及び本規則において各場合について指定されることのあるその他の前提資料を添付しなければならない。

### 第 8 条

提出された前提資料の産業財産局の評価の便に資するために，出願人は先に与えられた産業特権の付与番号，付与日及び付与地，並びに出願人がチリにおいて保護又は登録を求めている当該の対象に関して行ったことのある他の出願(あれば)の出願番号と出願日を明示する必要がある。これに関して産業財産局が要求する場合は，出願人は，自己がチリにおいて保護出願を行っている産業特権に関して外国で発行された報告書及び決定書を，その適正なスペイン語の翻訳文を付して提出する必要がある。

出願人は，上記の諸文書に，出願人が追加して提出するのが相当と判断するその他の追加的資料若しくは意見書を添付することができる。

### 第 9 条

出願人は，受理印が押捺され受理日と出願番号が記載された願書の写を受け取るものとする。

### 第 10 条

商標登録を求める願書には次の記載が含まなければならない。

(a) 出願人の完全名称，RUT(国家登録番号)(あれば)，職業若しくは事業の種類及び住所若しくは居所，及び代理人若しくは代表者(あれば)の対応する情報

(b) 登録を求める商標の明確な説明。良く知られた外国語表現で構成されている商標については，スペイン語の翻訳文が添付されなければならない。

- (c) 当該商標の下に提供する製品若しくはサービスのリスト及びそれらが該当する国際分類の1若しくは複数のクラス。何らかの商業上又は産業上の施設に関して商標の登録出願を行う場合は、対象となる製品及びそれらが属するクラス、並びに当該商標登録によって当該施設の識別性を確保しようとする1若しくは複数の地域を明示しなければならない。並びに
- (d) 出願日、及び出願人若しくは代理人の署名

### 第11条

商標登録の願書には次のものを添付しなければならない。

- (a) ラベル標章の登録出願の場合は、産業財産局長官が特別に例外を認める場合を除いて、台紙上に表示された最大サイズ20 cm×20 cmの6通の標章見本
- (b) 人の名称から成る標章の登録出願の場合は、当該名称が出願人自身のものであること又は法第20条(c)に規定する同意者のものであることを証明する文書。何れの自然人若しくは法人にも該当しない架空名称の登録を出願する場合は、同趣旨の宣誓書を提出しなければならない。
- (c) 代理人又は代表者によって出願を行う場合は、法第15条に従って与えられた委任状。
- (d) 出願の所有者が法人である場合において、その代表者が(c)に掲げた者と異なる場合は、当該代表者の地位を証明する書類
- (e) 法第18条第3段落に定める手数料の納付証

### 第12条

特許若しくは実用新案の願書には、次の事項が記載されなければならない。

- (a) 出願人の完全名称、RUT(国家登録番号)(あれば)、及び完全な住所若しくは居所
- (b) 発明者の名称
- (c) 発明の名称
- (d) 代表者若しくは代理人(あれば)の名称、RUF(国家登録番号)(あれば)及び住所
- (e) 外国で最初に付与された特許の番号、又は外国での特許が取得されていない場合は出願番号(あれば)
- (f) 最初の外国特許(あれば)の効力終了日
- (g) 産業財産法第44条の規定に従った発明の新規性、所有権及び有用性に関する正式の表明
- (h) 出願人及び/又は代理人の署名。代理人による出願の場合は、法第15条に従って与えられた委任状が添付されなければならない。
- (i) 出願の所有者が法人の場合において、その法人の代表者が前項に述べた者と異なる場合は、当該代表者の法的地位を証明する書類
- (j) 出願人が発明者と異なる場合は、適法な権利譲渡証書が添付されなければならない。

### 第13条

意匠の願書には、次の事項が記載されなければならない。

- (a) 出願人の完全名称、RUT(国家登録番号)(あれば)、及び完全な住所若しくは居所
- (b) 創作者の完全名称
- (c) 意匠の名称
- (d) 代表者若しくは代理人の完全名称、RUT(国家登録番号)及び住所

- (e) 産業財産法第 44 条の規定に従った意匠の新規性，所有権及び有用性に関する正式の表明
- (f) 出願人及び / 又は代理人の署名。代理人による出願の場合は，法第 15 条に従って与えられた委任状が添付されなければならない。
- (g) 出願の所有者が法人の場合において，その法人の代表者が前項に述べた者と異なる場合は，当該代表者の法的地位を証明する書類
- (h) 出願人が意匠創作者と異なる場合は，適法な権利譲渡証書が添付されなければならない。

#### 第 14 条

産業特権付与の出願が受理された場合は，出願人はその提出した要約を一度だけ官報において公告する。商標登録の出願の場合は，要約は，受理日から 10 日以内に，出願番号，出願人の完全名称，対象の商標及び / 又はラベルの仕様，対象となる 1 若しくは複数のクラス及び当該クラスに含まれる対象の製品若しくはサービスを明示して公告されなければならない。特許，実用新案又は意匠の出願の場合は，要約は，受理日から 60 日以内に，予備審査において必要なものと決定されることのある前提資料を指示して出願人によって公告されなければならない。

商標登録出願の要約が本条に規定する期間内に公告されない場合は，当該出願は出願されなかったものとみなされ，出願人がその出願に関して納付した手数料は返還されない。同様の場合は，発明，実用新案又は意匠の出願は放棄されたものとみなされ，出願はその後公文書として保存される。

放棄されたとみなされた発明，実用新案又は意匠の出願は，法第 45 条第 2 段落の規定に従い，120 日以内に一度だけ効力の回復を請求することができる。

### 第 III 章 産業特権取得の共通手続

#### 第 15 条

産業特権付与の出願がなされた場合は、産業財産局は当該出願に関する管理ファイルを設け、そこに、不服申立に関する書類を含め当該出願の手続に関する一切の申立書、関連書類、訴訟関係書類及び先行資料を保管するものとし、このファイルは当該出願についての産業財産局の最終的決定がなされた時に閉鎖される。

管理ファイルはすべて、要約が公告された時から公衆に開示されるものとする。これらは、異議、無効訴訟又は不服申立が提起されていない限り、特許、実用新案及び意匠の出願の場合は特許登録官によって保管され、商標登録出願の場合は商標登録官によって保管され、異議、無効訴訟又は不服申立が提起されている場合は、各場合に応じて産業財産局の弁護士書記(Lawyer-Secretary)又は仲裁審判所の弁護士書記によって保管される。

#### 第 16 条

産業財産局は、産業特権の出願に関して出された命令及び委任状に関する特別の記録を保管することができる。

#### 第 17 条

出願は複数の者の名称で行うことができる。ただし、このような場合は、共通の代理人が任命されなければならない。

複数出願人による出願が認容された場合は、与えられる権利は判例法の共有規定に従うものとする。ただし、不分割の特約その他共有権に関するその他の特約が存在する場合は、これについての合意書をいつでも提出することができ、出願手続中は提出された合意書は管理ファイルに保管され、また既に付与された特権に関する合意書については、その内容が登録簿の余白に記入される。

#### 第 18 条

法第 43 条に規定する予備審査は産業財産局において専門家スタッフによって行われる。産業財産局の専門家スタッフは、特許及び実用新案の出願の場合は要約、明細書、クレーム及び図面が、意匠の出願の場合は明細書と図面が提出されたことを確認しなければならない。この確認には、更に出願人が法及び本規則の規定を遵守しているか否かを決定するための分析も含めなければならない。

かかる専門家スタッフは、当該出願の種類(発明、実用新案又は意匠)、予備的技術的分類及びそれらに関連する意見を記載した予備審査報告書を発行する。産業財産局の専門家スタッフは、更に、出願されている特権の対象を最も良く説明すると判断する要約を公表のために作成する。

必要な何らかの資料が脱漏しているか又は不備な場合は、産業財産局は脱漏又は必要な修正について出願人に通知するものとし、そのような通知を受けた出願人は 40 日以内に追加提出又は補正を行わなければならない。このような通知に応じない場合又は十分若しくは完全な態様で補正がなされない場合は、当該出願は放棄されたものとみなされる。

### **第 19 条**

予防特許(仮特許と同義)の効力は、正規の特許に関する要約の公告又は法第 42 条に言及する期間の満了の何れか早い方の事由の発生まで維持されるものとする。

### **第 20 条**

産業特権出願手続の何れの段階においても、出願人又は明示の授權を受けた代理人は出願の全部若しくは一部を放棄することができる。

### **第 21 条**

産業特権が付与され法第 18 条に規定する手数料の納付が確認されると、対応する登録がなされ産業財産証が発行される。産業財産証には産業財産局長官並びに、特許、実用新案及び意匠の場合は特許登録官、商標の場合は商標登録官の署名が付される。

### **第 22 条**

複数の出願が対立する場合は、最初に産業財産局に提起された出願が優先的効力を有する。ただし、真の発明者若しくは創作者が誰であるかに関しては、所定の態様で産業財産局長官の面前でなされる手続に従って決定がなされるものとする。

## 第 IV 章 商標

### 第 23 条

商標とは、固有名詞、雅号、語句、任意若しくは架空の表現、色彩の組合せ、肖像、ラベル又はそれらの組合せ、更には販売促進若しくは広告スローガンも含め、製品、サービス又は商業上若しくは産業上の施設を他の類似したそれらから識別させる機能を有する可視的で、新規かつ特徴ある標識を意味する。ただし、販売促進若しくは広告スローガンが商標として認められるためには、それらを使用する製品、サービス又は商業上若しくは産業上の施設に関する既登録商標と組み合わせ又はそれらに付属して使用する場合でかつ販売促進若しくは広告しようとする既登録商標の対象を当該スローガンの記載中に包含していなければならない。

### 第 24 条

法第 20 条(g)第 2 段落に規定する優先権は、そこに規定する外国商標の所有者の登録請求権が終了する日から 90 日以内に行使しなければならない。

### 第 25 条

ラベルによって又はラベルとの組合せで構成される図形商標の出願の場合は、登録を望む色彩を正確に使用して台紙の上に再生した見本を提出しなければならない。

### 第 26 条

製品に関する商標登録は、願書において明示された特定のクラスに属する商品に関して又は、特定していることを条件に、出願人が指定することのある諸製品についてのみ得ることができる。

サービスに関する商標の出願においては、対象サービスのクラスを明示する必要がある他、商標による保護を求めるサービスの種類又は専門分野に関する明瞭で正確な特定が願書においてなされなければならない。

商業上又は産業上の施設に関する商標登録は、そこで販売若しくは製造される製品についての保護効を当然に有するものではなく、それら製品に保護を及ぼすためには製品に関しても登録を受けなければならない。

### 第 27 条

製品、サービス又は工業的施設に関する商標登録の効果はチリ共和国全体に及ぶ。ただし、商業的施設について登録された商標は、出願において特定された 1 若しくは複数の地域についてのみ有効であり、それらの各地域は、法第 23 条に定める手数料納付に関してはそれぞれ別個の登録とみなされるものとする。

## 第V章 商標付与の特則

### 第28条

法第22条に規定する手続処理のために出願を受理するとの商標登録官の決定を得るためには、法第18条に規定する出願手数料の納付が証明されなければならない。

商標登録官はまた、方式要件が充足されていない場合又は法的な登録障害事由の証拠が存在する場合は、出願を受理しない。

商標登録官が出願を受理しない場合は、その決定に対して産業財産局長官に不服申立を行うことができる。この不服申立は、出願を受理しないとの登録官の決定が日報で公告されてから20日以内になされなければならない。

産業財産局長官が当該不服申立を受理した場合は、同長官は手続を継続するよう当該出願を商標登録官に差し戻すものとする。再度、登録官によって出願の受理が拒絶された場合は、出願人は仲裁審判所に不服申立を提起することができる。

### 第29条

産業財産局長官は、産業特権付与の決定を行う前に他の組織又は他の政府機関に対して報告書を求めることができる。クラス3及び5に属する商品に関する出願の場合は、長官は公衆衛生局に報告書の発行を求めることができ、クラス31に属する種苗又は植物品種に関する出願の場合は、農業畜産局による報告書の事前発行が強制的に要求される。

### 第30条

異議が提出されない場合は、産業財産局長官は商標出願に関する決定を行い、登録を認めるか又は全部若しくは一部の登録を拒絶することができる。拒絶の場合は、出願人は仲裁審判所に訴を提起することができる。

### 第31条

登録商標は本規則に定める他の要件に従うと共に、登録を認められたと同一の形態において使用されなければならない。ただし、図形商標又は結合商標における縮小若しくは拡大サイズの商標の使用は、他の法及び規則上の要求を遵守する限り許容される。

### 第32条

登録商標の所有者が法定期間内に更新の出願を行わない場合は、更新出願権は放棄されたものとみなされ、商標権は期間満了により消滅する。

### 第33条

商標の名義人は、商標登録により、対象の製品、サービス又は商業上若しくは産業上の施設に関して当該商標を容認された態様において使用する排他的権利を与えられる。

### 第34条

商標の使用は、登録、効力の存続及び更新に関する要件とされていない。

## 第 VI 章 発明特許

### 第 35 条

発明とは産業活動から生じる技術的課題への解決を意味し、この定義における産業活動とは当該発明の実施可能性又は経済的利便性と切り離れた最も広い意味において理解されなければならない。この概念には、生物工学上の方法及び生体を構成する又は生体に含まれる物質に関する発明も包含される。ただし、特許要件を備えると共に法第 37 条に規定される不特許事由に該当しないことを条件とする。

### 第 36 条

発明が複数人のグループによって共同でなされた場合は、それら複数人間に別段の合意がなされていない限り、特許権はそれら共同発明者間に同等の割合で帰属するものとする。同時的発明の場合は、すなわち、同一の技術的解決が複数人により各自独立の立場で同時になされた場合は、当該発明に関する特許権はチリで最初に出願を行った者に帰属する。

### 第 37 条

チリにおいて提起された出願に関して法第 35 条に規定する進歩性要件の具備を判断する場合は、該当分野の技術水準における知識の程度に適正な考慮が払われなければならない。

### 第 38 条

産業財産局に提起する特許出願の願書には、要約、明細書、クレーム及び図面(該当する場合)を添付するものとする。

### 第 39 条

出願書類は、使用する用紙の種類を一旦選択すれば手続全体を通して当該種類が維持されなければならないことに注意して、A4 版(29.7cm × 21.0cm)又は公式サイズ(33.0cm × 22.0cm)の寸法の艶消仕上の強度ある柔軟な白色紙を使用して作成し提出されなければならない。

出願書類の記載は、用紙の片面に耐久性ある黒色のインクでタイプ印刷されるものとし、修正、抹消、行間の記載及び特許出願と相容れない記載はなされてはならない。

単位はメートル法で記載されるものとする。ただし、メートル法より頻繁に利用される他のシステムによる記載は妨げない。

提出書類には、上部 3.0cm、左側 3.0cm、右側 2.0cm 及び下部 3.0cm の余白を置かなければならない。

### 第 40 条

発明の要約、明細書及びクレームにおいてメートル法又は摂氏による方法以外で度量衡や温度が表示されている場合は、それらの表示に続いて(括弧)内にメートル法又は摂氏による表示を記載しなければならない。

明細書に含まれる公式で使用される記号、用語及び単位は、関係の各科学若しくは技術分野において一般に受け入れられているものでなければならずかつ出願全体を通して一貫した使用がなされなければならない。

#### 第 41 条

各発明には、最初に出願人によって命名された名称が与えられるものとする。各名称は明瞭かつ正確で、関係技術分野の熟練者が解決される技術的課題とその解決方法についての認識が得られるものでなければならない。架空の言語、及び対象技術分野又は発明が関連付けられている特別分野において明確に確立された意味を有していない言語は使用してはならない。願書及び関連の技術資料を審査した後、すべての事情を考慮し、産業財産局の専門家又は審査官は本条第 1 段落に述べた要求を一層の正確さをもって満たすことのできる新たな発明の名称を産業財産局長官に提案することができる。

#### 第 42 条

要約には、発明のまとめ、及びその発明が関わる産業の分野又は部門の表示が含まれていなければならない。要約は複数頁に渡ってはならず、産業財産局において一般向けに提供される提出用カード様式(技術用紙)を使用して作成し提出されるものとする。

要約は解決されるべき技術的課題、その解決法や発明の使用法についての本質的な理解をもたらすものでなければならない。ただし、要約は発明の範囲を決定する効果は持たない。

#### 第 43 条

発明の明細書は独立の文書として提出される必要があり、関係技術分野において既に知られている先行技術の説明、図面(あれば)の説明及び発明の詳細な説明が含まれていなければならない。

技術背景の説明は、取り扱う技術課題に言及した当該発明の適用分野の説明で始め、当該発明によるその課題の解決を述べるものとし、解決法の難点及び技術的弱点にも言及しつつ、技術的観点から従来技術より適切かつ現実的な解決法を示すものでなければならない。

明細書は、図面(あれば)上の番号付けされた各部分若しくは部品に言及しつつなされる発明の詳細かつ明確な説明であり、関係産業分野の専門家が「当該発明を再現する」のを可能とするのに十分な完全性を備えたものでなければならない。

発明が、ウイルス又はウイルスを取得する方法を含め生きた生物工学的物質を明細書では十分に説明し切れない態様で要素として含む場合は、産業財産局は当該物質を国際的に知られた寄託機関に寄託するよう求めることができ、この場合は、寄託機関と寄託番号が明記されなければならない。

明細書には更に、発明を実施する少なくとも 1 つの方法の詳細な説明からなる発明の使用例が記載されなければならない。この説明は、図面が存在する場合は、図面を引用して行うことができる。

#### 第 44 条

特許出願は 1 個の発明、又は単一の総合的な発明概念若しくは発明単位を構成するような態様で相互に関係する複数発明について行うことができる。

単一発明概念若しくは単一発明単位を構成しない複数発明に対して特許が付与された場合においても、その事実だけでは当該特許の取消原因とはならない。ただし、このような事実が確認されかつ特許の所有者の請求があった場合は、産業財産局長官は、当該特許の残存有効期間中効力を有するものとして当該特許の分割を行うことができる。産業財産局長官の行っ

たこのような特許の分割はその事実が内容証明郵便で特許の所有者に通知された時に効力を生じるものとし、産業財産局長官はその後新しい特許証を発行し、その事実を元の登録に記載する。

出願における 1 個の技術課題について 1 個の基本的解決のみが保護され多重の特許の付与が生じることのないように、各クレームは関連性を示す適切な手段によって 1 又は複数の主要クレームに関連付けられなければならない、複数の主要クレームが存在する場合はそれらも相互に関連付けられなければならない。

#### 第 45 条

クレームは保護を受ける事項を明確に限定する記載であり、基本的に明細書に基づかなければならない。それらは、新規の技術的結果をもたらす正確な手段の記載のみで構成されなければならない。クレームは各々先頭にアラビア数字を付し、発明の正確な定義と限定に必要な数だけ記載しなければならない。

クレームはそれ自体で十分でなければならず、その結果、当該発明についてなされた専門家の審査において容認される事情の下に不可避免的に必要な場合以外明細書の部分への言及を含んではならない。ただし、願書と共に提出される図面に言及することは認められる。

#### 第 46 条

クレームは独立の文書として提出される必要があり、発明の対象及びその主要な特徴を明示する最初の独立クレームが記載されなければならない。ここで述べられる発明の主要特徴は後続のクレームにおいて詳細に説明され又は特徴付けられることができる。

クレームは、付属のアラビア数字、前文、「特徴付けられる」との文言及び特徴の内容で構成されるものとする。

「添付図面に示すように」、「添付明細書に記載されるところに従い」やその他類似の表現はクレーム中のクレーム記載においては認められない。

#### 第 47 条

クレームの前文は、当該発明が解決しようとする技術的課題を指摘しつつ対象事項に関して発明の説示を行うものであり、この部分には当該発明が技術水準と共有する諸要素が記述される。その結果、前文には新規性要素を含めてはならない。

前文に続いて、「特徴付けられる」の文言を伴うクレームの特徴を記載する。この文言は各クレームについて記載する必要があり、その目的は前文と特徴の記載を区分し両者の識別を容易にすることにある。「特徴付けられる」の語は、審査の過程においてその位置が一見して明らかになるように黒文字又は大文字により強調して記載されるものとする。

特徴はクレームの本質的部分であり、産業上の利用可能性、新規性及び進歩性の要件を充足する諸要素、それらの結合若しくは組合せを記載し、その結果、特許証付与の根拠となる部分である。これら要素は各クレームについて記載されなければならない、これによって最初の独立クレームは発明の主要特徴を示すものとなり、従属クレームはそのような主要特徴の詳細又はその代替となる特徴を記述するものとなる。

#### 第 48 条

発明自体の定義，並びに付与される産業特権によって絶対的に保護されるべき内容は，産業財産局が受理するクレームに記載された事項に限定される。

各出願には 1 又は複数の独立クレームを含めることができる。ただし，複数の独立クレームを含める場合は，それらは同一の発明単位に含まれ相互に関連するものでなければならない。クレームは，製品に関連した独立クレーム，特にその製品の製造のために考案された方法又は工程に関連する独立クレーム，及びそのような方法又は工程を実行するための装置若しくは手段を記述した独立クレームを含むことが可能である。

従属クレーム，すなわち，同一範疇の 1 又は複数の先行クレームの諸特徴を含むクレームは，その従属する 1 又は複数のクレームの番号を記載しその後，従属対象のクレームを限定する内容が記述されていると理解できるような態様で自己の追加的特徴を記載するものとする。従属クレームは従属対象クレームの後に集合して記載しなければならない。

多数従属クレームは，別の従属クレームの基礎とすることができる。

#### 第 49 条

出願人又は特に授権されたその代理人は，産業財産局の定める方法に従い出願に含まれるクレームの 1 若しくは複数のものを削除し又は修正することができる。

#### 第 50 条

図表，フローシート及び図形は図面とみなされる。図面はこれらのいくつかを組み合わせることができるが，この場合は，それらは 1 つの技術的又は慣行的な作図法によって作成されるものとし，かつ全体に渡って黒色を用いなければならない。図面は枠で囲んでではなく，また如何なる種類であれラベルを貼付してはならない。

図面は，縮尺された場合にも細部が明確に判別できるような寸法で明瞭に記載されなければならない。図面には 1 若しくは複数の図を含めることができ，それら図には対応する番号が付されなければならない。

#### 第 51 条

フローシートには，例えば，入口，出口，混ぜる，配列する，酸化させる等の技術分野で頻繁に使用されている遊離した語句を付すことができる。

図形は各基準軸毎に 2 種類の表示を含まなければならない。すなわち，座標軸を示す物理的若しくは化学的なパラメーターの記号又は用語，及びメートル法による単位記号であって，これらパラメーター及び単位については明細書において詳細な説明がなされる必要がある。図形において種々の曲線長を区別する必要がある場合は，これらは参照番号によって区別され明細書中で説明されるものとする。

#### 第 52 条

図面は，公式サイズ又は国際サイズ A4 版のポリエステル紙を使用し，片面に黒色のインディアンインク等を使って作成するものとする。図面は，レーザープリンターを使用したコンピュータ図面として印刷するものとする。

上記の原則を害することなく，将来的には，図面は技術的發展に伴い今後利用可能となる別

の諸手段によって作成することができる。

図面の各シートには複数の図を含めることができ、この場合はそれぞれを番号で区別しなければならない。

図面には説明的文章を記載してはならず、これらは明細書に記載されるものとする。

図面は線で囲ってはならず、また種々の要素、部品及び部分の間で 1 つの適当な比率と縮尺が維持されなければならない。

### 第 53 条

出願人は、審査官が審査報告書を発行するまでは自己の出願を部分的に改めることができる。ただし、発明の範囲又は明細書に含まれている開示が拡大されないことを条件とする。補正された出願の優先順位は、元の出願のそれと同じとする。

同様に、出願人は、発明の範囲又は明細書の内容を拡大しないことを条件に、専門家報告書が発行される迄は自己の出願を分割することができる。

### 第 54 条

特許付与の出願手続が継続している間はいつでも、産業財産局は、出願が 1 個の技術的課題に対する 2 以上の解決方法を提示しているものでありかつこれら複数の解決方法がそれぞれ他と独立に根拠付けられ得ると判断する場合は、当該出願を補正し又は分割する決定を行うことができる。このような場合は、そのような決定に基づく新規の出願は、元の出願の優先順位を維持する。

同様に、産業財産局は、1 個の技術的解決についての分離して存在意義を持たない又は相互依存性を有する複数の出願を統合することができ、この場合も元の優先順位が維持される。これらの場合は、新しい要約が出願人によって公告されなければならない。

### 第 55 条

専門家の審査は少なくとも次の諸要素で構成される。

- (a) 技術水準に関する調査
- (b) 産業上の利用可能性に関する分析
- (c) 新規性に関する分析
- (d) 進歩性に関する分析

専門家又は審査官は上記諸要素に関する報告書を発行し、要約、明細書、クレーム及び図面(あれば)についての自己の意見をその中で述べるものとする。

### 第 56 条

法第 39 条に規定する特許の 15 年の存続期間は、特許証の発行を命じる産業財産局の決定に基づき関係の登録簿に特許の登録がなされた日に始まるものとする。

### 第 57 条

予防特許(仮特許と同義)の願書には通常の出願の場合と同一の要素を記載すると共に、更に実験室若しくは試験工場規模で実行しなければならない分析評価又は作成しなければならない原型についての簡単な説明を添付する必要がある。

## 第 58 条

法第 37 条(b)の規定は、野菜の品種及び栽培品种植物に与えられる保護は除外して理解されるものとする。

## 第 VII 章 実用新案

### 第 59 条

発明特許に関連するすべての規定は，実用新案に準用される。

### 第 60 条

一切の種類の方法，並びに生物を対象とする考案は実用新案による保護の対象とはならない。

### 第 61 条

法律，公共の秩序，国家の安全，道徳又は善良の風俗に反する考案，並びに正当な考案者又は譲受人以外の者によって出願される考案は実用新案として登録を受けることができない。

## 第 VIII 章 意匠

### 第 62 条

意匠の出願人は、所定の様式の願書と共に、明細書、図面、及び原型若しくは縮尺ひな形(該当する場合)を提出しなければならない。

### 第 63 条

意匠の明細書は、前文、図面の説明及び意匠の形状寸法の説明で構成されるものとする。

前文では、意匠の対象とする工業上の物品及びその望ましい用途を述べるものとする。

図面の説明においては、各図の番号はそれら図の一般的意味に関連して言及されるものとし、形状寸法の詳細や各番号の示す図の具体的説明には立ち入らないものとする。

意匠の説明においては意匠の幾何学的特徴に関する詳細説明が与えられるものとし、具体的な計測単位を表示することなく説明のみを基準にして意匠のイメージを再構成できるような態様で、意匠を構成する各要素の相対的な比率又は大きさを記述するものとする。

### 第 64 条

意匠の図面は少なくとも平面図、立面図、側面図及び斜視図を含むものとし、その他意匠の複雑性に応じて要求されることのあるその他の図を提出するものとする。

写真は補助的に添付することができるが、それらを図面に代替することはできない。複数の図面を提出する場合はすべてに参照番号を付し、各々写 1 通を添付するものとする。

産業財産局は、相当と判断する場合は、原型若しくはひな形の提出を要求することができる。

### 第 65 条

特許に関するすべての規定は、該当する限り意匠に準用される。

## 第 IX 章 優先権

### 第 66 条

産業特権の出願についてのチリにおける優先日は産業財産局に出願を行った日である。

### 第 67 条

チリで行った出願に関して先に外国でなされた出願に基づく優先権を主張する場合は、法及び本規則の規定が適用される。

### 第 68 条

外国で行った出願に基づく優先権の主張はチリでの出願時になされるものとし、優先権を主張する外国出願の出願番号、出願日及び出願国を記載した特別の報告書が提出されるものとする。

外国での出願に基づく優先権を主張する場合は、当該国の所轄庁が発行した関連証明書の提出も必要である。

この証明書は、チリでの出願日から 90 日以内に、外国語の場合は適正に作成されたスペイン語の翻訳文を付して提出しなければならない。上記期限内に証明書が提出されない場合は、優先権は管理ファイルの資料に包含されないものとする。

### 第 69 条

優先権は、その主張を認める法及び国際条約が規定する期間内においてのみ主張することができる。

### 第 70 条

産業特権は、他人による優先権主張が可能な期間であっても、法又は当該国際条約に従って主張できる他人の権利を害さずに、法又はチリが加盟する当該国際条約に従って付与することができる。

## 第 X 章 異議

### 第 71 条

利害関係人は、如何なる商標若しくは特許、実用新案及び意匠の各出願に対しても、それらにおける登録要件若しくは優先権主張要件の何れかの不備を理由に、要約の公表日後 30 日若しくは 60 日以内に産業特権付与の出願に対する異議を提起することができる。

異議申立書には少なくとも次の事項が記載されなければならない。

- (a) 異議申立の対象である出願に関する要約と出願の所有者の名称
- (b) 異議申立人の完全名称、住所若しくは居所、及び職業
- (c) 異議の関連事実と法的理由
- (d) 産業財産局長官への具体的申立
- (e) 代理権表示と委任状

法第 18.120 号第 1 条の規定に従い、異議申立及びそれへの答弁は共に、それらの行為を行う資格のある代理人によってなされなければならない。

### 第 72 条

発明特許、実用新案特許又は意匠登録の出願の場合は、管理ファイル作成期間が満了し次第同ファイルが作成されているか否かに拘らず、産業財産局長官は法第 6 条に規定する審査を行うよう命じるものとし、そのために、出願された特権の種類に応じて法第 32 条、第 56 条又は第 62 条に定める要件が遵守されているか否かを確認する専門家を任命する。

任命された専門家は、関係出願に対して提起される一切の異議において主張される技術的事項についての報告書を発行するものとし、このような報告書は当該出願に関する管理ファイルに組み入れられる。

### 第 73 条

出願に係る証拠文書の提出が要求される場合は、スペイン語のオリジナル文書か又は適正なスペイン語の翻訳文が提出されなければならない。

関係当事者が決定の言渡のために召喚された場合は、その後はもはや如何なる種類の文書若しくは証拠も提出することは認められない。ただし、出願の譲渡、放棄又は限定に関するものはこの限りでない。

## 第 XI 章 通知

### 第 74 条

産業特権付与の手續，異議，取消，更に一般的に産業財産局が処理する一切の事項についての通知は，すべて産業財産局が作成する日報においてなされるものとする。日報で公告された事項はすべて関係当事者に通知されたものとみなされる。

産業特権付与に対する異議の通知は，出願の所有者が産業財産局に登録した住所に宛て内容証明郵便で送られるものとする。このような通知は異議申立書の完全な写と通知書で構成され，郵送された日から 3 日後に与えられたものとみなされる。

付与された産業特権に対する無効申立の通知は民事訴訟法第 40 条以下の規定に従って与えられるものとし，これに関して外国人の出願人はチリにおける送達受領住所を指定しなければならない。

産業財産局長官の面前でなされた審判において言い渡される指示及び決定にはすべて，産業財産局長官と同庁の弁護士書記が署名するものとする。

### 第 75 条

チリに居住せず又チリに住所も有していない者に付与された産業特権の無効確認を求める申立は，法第 2 条に規定する代理人に通知されるものとする。

### 第 76 条

仲裁審判所による通知は前 2 条に規定すると同様の態様において与えられると共に，同審判所の書記の作成する日報において公告されるものとする。

通知日及び通知方法は記録に留められるものとする。

## 第 XII 章 産業特権の無効

### 第 77 条

利害関係人は、商標に関しては法第 20 条に規定する理由に基づき、また特許、実用新案及び意匠に関しては法第 50 条に規定する理由に基づき産業特権の無効確認を求めることができる。

産業特権の無効審判は産業財産局長官の面前でなされるものとし、少なくとも次の事項を含む無効申立行為で開始する。

- (a) 無効申立人の完全名称、住所若しくは居所、及び職業
- (b) 被申立人の完全名称、住所若しくは居所、及び職業。これに関して、関係ファイルに記録されている被申立人の最後の住所若しくは居所が申し述べられれば足る。
- (c) 無効が主張されている産業特権の完全名称と種類、及びその登録日、及び
- (d) 関係事実と無効主張の法的理由

法第 18.120 第 1 条に従い、無効申立書及び答弁書は、適正な資格を有する弁護士によって裏付けられなければならない。

### 第 78 条

特許の無効決定は、当該特許に基づいて与えられた追加特許若しくは改良特許の効力に当然の効力を及ぼすものではない。

通常の特許とその対象の改善に対して与えられた別の特許でその特許の所有者が異なるものについて同時に無効確認を求める申立がなされた場合は、産業財産局長官はそれら両申立を同時に審理するが、原特許の無効申立についての決定を最初に行うものとする。

### 第 79 条

発明特許及び実用新案特許の場合は、無効の申立は特許全体について、又は 1 又は複数のクレームについて行うことができる。

特許又はクレームの無効が確定した場合は、無効の効果は特許の効力が生じた日に遡って生じるものとする。

### 第 80 条

商標登録の無効審判を求める権利は、登録がなされてから 5 年をもって時効により消滅する。発明特許に関しては無効審判に関する消滅時効は特許付与時から 10 年であり、実用新案特許及び意匠登録については出願日から 10 年である。

### 第 81 条

産業特権の所有者又はその代理人は、発明特許、実用新案特許及び意匠の場合は 60 日以内に、商標の場合は 30 日以内に無効主張を争うことができる。

### 第 82 条

発明特許、実用新案特許若しくは意匠に関する無効申立について応答がなされた場合、又は被申立人が審判日に出頭しない場合は、無効申立及びそれに対する応答(あれば)に含まれる

事実主張に関する報告書を作成するよう 1 人若しくは複数の専門家に命じられるものとする。そのような専門家は召喚された当事者全員の合意に基づき、又はそのような合意がない場合若しくは何らかの理由で召喚がなされない場合は産業財産局長官の決定により指名される。すべての事情を斟酌して、専門家が作成した報告書の内容が誤っていると考える当事者は、新たな報告書の作成を求めることができ、この場合は、本条第 1 段落に述べたと同じ手続が取られる。

産業財産局長官は、最善の決定のための資料を得るために必要と判断する場合は何時でも、産業特権出願の手続時に報告書を発行した 1 人若しくは複数の専門家の意見を聞くことができる。

### 第 83 条

産業財産局が専門家を任命した後、当事者は、任命された専門家に次に掲げる 1 つ若しくは複数の事由が存在することを理由に(これらの理由に限定される)、任命決定から 5 日以内に当該任命に対する異議を申し立てることができる。

(a) 問題の事由について公に意見を公表していること

(b) 当事者の何れかの関係者若しくは友人、又は当事者の何れかと明白な敵対関係にある者であること

(c) 専門家としての意見を求められる事由に関して不適格若しくは能力を欠くこと、又は

(d) 過去 5 年以内に当事者の何れかに対して従属的若しくは独立的立場において職業上の役務を提供したこと、又は同期間中に当事者の何れかとの間に商業上又は事業上の関係を保有したこと

専門家任命に対する異議の申立は 20 日以内に他方当事者に通知されるものとし、その応答があり次第又は応答がない場合は、産業財産局長官は直ちに当該専門家の忌避についての決定を行う。

専門家によってなされた報告は当事者に通知され、各当事者はそれぞれにおいて相当と考える意見を有する場合は、120 日以内にそれらを産業財産局に提出するものとする。

関連する重要な事実について意見が対立する場合は、産業財産局長官は証拠提出期間として 60 日の期間を設定するものとする。この期間は、正当な理由が存在する場合は、一度だけ更に 60 日間延長することができる。

両当事者の主張した事実及び提出された専門家の報告書に基づき、産業財産局長官は提起された無効申立についての決定を行いこれを言い渡す。

### 第 84 条

商標登録の無効申立の場合は、無効主張に対する抗弁を提出することのできる期間として認められている期間が満了しかつ関連する重要な事実について意見が対立する場合は、産業財産局長官は証拠提出期間として 30 日の期間を設定するものとする。この期間は、産業財産局長官が正当な理由が存在するものと認める場合は、更に 30 日間延長することができる。

所定のすべての手続が終了した場合は、産業財産局長官は無効申立に対する決定を下すものとする。この決定は合理的な根拠に基づいてなされ、その形式は民事訴訟法第 170 条の規定によるもののできる限り準じるものとする。

## 第 85 条

無効主張を全面的若しくは部分的に容認する決定は、関係の各登録の余白に記載されるものとする。

## 第 XIII 章 産業特権から生じる義務

### 第 86 条

産業特権の所有者は、産業財産証の下に、保護の客体及び与えられた関係諸権利を使用、商業化、譲渡又は移転する排他的権利を有する。

産業特権の保護は、商標の場合の更新権を害することなく、保護期間満了日から 24 時間効力が延長されるものとする。

### 第 87 条

特許、実用新案及び意匠の所有者は、保護製品又は保護の客体を如何なる態様であれ製造、販売若しくは商品化し、それを如何なる態様であれ使用し、また与えられた権利に関連する諸種の行為を行うことができる。保護客体に応じて具体的に述べると、次の内容の権利が認められる。

- (a) 製品特許、実用新案特許又は意匠の場合は、対象の製品、実用新案又は意匠を製造し、販売申出し、輸入し、商品化し又は使用すること
- (b) 方法特許の場合は、目的たる結果を得るために当該方法を使用し、また販売その他商業的目的のために当該方法を提供すること

### 第 88 条

商標の所有者は、商標の対象である製品、サービス又は商業上若しくは産業上の施設の識別のために使用する排他的権利を有する。この内容を具体的に示すと次の通りである。

- (a) 当該商標、又は当該商標に類似しそれが登録されているクラスの製品若しくはサービスに関する公衆の誤解若しくは取違を生じさせる虞のある商標を第三者が使用することに異議を述べること
- (b) 商標の所有者に損害を及ぼす可能性があるか又は商標の識別性若しくは商業的価値を減殺する可能性のある商標その他の標識の使用又は出願を防止すること

### 第 89 条

登録商標の所有者は、当該商標の末尾に又は別の行に、「登録商標(Registered Trademark)」の語若しくはその略字の「M.R.」、又は「R」の文字を円で囲んだ記号を付記するものとする。特許発明、実用新案及び意匠も、該当する各産業特権の名称又は法第 53 条、第 59 条及び第 66 条に定めるそれらの略字を用いて産業特権の種類表示を行いかつ産業財産番号を付記するものとする。

出願が継続中である発明、実用新案又は意匠には、「産業特権出願中(pending privilege)」の語を付しそれに続けて出願番号を記載するものとする。

## 第 XIV 章 産業特権の譲渡

### 第 90 条

産業特権の譲渡，並びに第三者に対するライセンスの付与はそれぞれ文書によってなされるものとし，対象となる産業特権の登録の余白にその事実が記録され，容認と手数料の納付を条件として当該記録日から第三者に対する効力が生じるものとする。

権利の死亡による譲渡は，容認と手数料納付を条件として，現実の占有又は保管を命じる個別の公的に記録された令状を添付して請求し登録の余白に記録されることによって認められるものとし，このような記録がなされない限り第三者に対抗することができない。

### 第 91 条

複数のクラスについて登録された商標は，対象のクラスの全体又は一部について譲渡することができる。一部のクラスに限定して譲渡する場合は，元の登録が分割され分割に応じて登録番号が再設定される。ただし，それらすべてについて元の登録の優先順位が維持される。分割の事実及び再設定された登録番号は登録簿に記載される。

### 第 92 条

法第 14 条に規定する出願中の地位の譲渡は登録を要さない。

## 第 XV 章 産業財産局が保管する産業財産簿及び個別登録簿

### 第 93 条

産業財産局は付与されたすべての産業特権を記録した産業財産簿を保有し、そこには各産業特権につき少なくとも次の事項が記載される。

- (a) 産業特権番号
- (b) 産業特権の所有者の名称，住所若しくは居所，及び RUT(国家登録番号)(あれば)
- (c) 産業特権の名称と対象
- (d) 産業特権付与日
- (e) 注記事項

別に，法において確立された各産業特権毎の登録簿が備えられる。

### 第 94 条

産業財産局が各産業特権の存続期間，登録，ライセンス，譲渡又はその他の関連事項に関して発行する証明書は，関連の登録簿の記載内容に準拠しなければならない。

発明特許，実用新案特許及び意匠の登録簿は特許登録官が管理し，商標の登録簿は商標登録官が管理する。

### 第 95 条

生じ得るあらゆる実際的問題に備えて，産業財産局は適正に最新化された計算ファイル又はその他の種類のファイルを使用して登録簿の 1 若しくは複数の副本を作成することができ，このように作成された副本はすべて元の登録簿の写とみなされる。

登録簿は公衆に開示され，公衆は各登録簿を閲覧することができる。ただし，このような性質の文書に対して払われるべき適正な配慮をもって取り扱われなければならない。

## 第 XVI 章 強制ライセンス

### 第 96 条

産業特権について強制ライセンスの取得を希望する者は、そのような権利の付与に関する管轄機関として 1973 年法令第 211 号によって設置された決議委員会にライセンス付与の出願を行うものとする。

### 第 97 条

産業特権の存続期間中の何れの段階におけるかを問わず、ライセンス希望者と特許の所有者は契約によるライセンスを設定することができる。

### 第 98 条

強制ライセンスが付与された場合においても、特許の所有者は自ら当該特許を実施することができ、また第三者に契約上のライセンスを付与することができる。

## 第 XVII 章 専門家報告

### 第 99 条

法第 6 条及び本規則第 110 条に言及する専門家報告は、産業財産局長官により予め適格を有する者として認定されている専門家によってなされなければならない。

このような産業財産局長官の認定を受けた専門家は産業財産局が保管する関連の登録簿に登録されるものとし、この登録簿の記載は各特権の出願要件の性質に応じて定期的に更新される。産業財産局が保有するリストへの専門家の登録及びリストからの削除(共に公告される)は産業財産局長官の決定によってなされるものとする。ただし、本規定は、本条最終段落に定める報告書に関わる専門家には適用されない。

専門家の報告書にはすべて、作成した専門家の署名が付されるものとする。

個々の出願の事情に応じて、産業財産局は、その裁量により又は当事者の請求に基づき、自然人若しくは法人による報告書の提出を要求することもできる。法人による報告書の提出が求められる場合は、当該法人の代表者と報告内容を作成した専門家の両者の署名が報告書に付されるものとする。

### 第 100 条

法及び本規則に別段の趣旨が規定される場合を除いて、専門家による審査の費用はすべて出願人が負担するものとする。審査の公定手数料は産業財産局長官によって定期的に改訂される。

出願について審査する専門家若しくは審査官の指名手続に進む前に、出願人は、法第 5 条に定める期間の満了後 10 日以内に、出願人若しくはその代理人を名宛人として適正に証明された手数料納付証又は産業財産局長官が決定することのあるその他の証書を産業財産局に提出しなければならない。

産業特権の無効主張に関する専門家審査の場合は、その手数料は審査に当たる個人専門家若しくは専門機関の自由に決定するところに従うものとし、その納付手続については本条の上記規定が適用される。これらの場合は、所定の専門家審査の費用は無効申立人が負担するものとする。ただし、関係当事者は、自己の費用負担の下に別の専門家審査を要求することができる。

産業財産局が認める特別のケースであって事案の複雑性と出願の客体の性質に鑑み必要と判断される場合は、産業財産局長官は法の規定する実体的要件の充足を確実に認定するため、異なる知識分野の複数の専門家に審査を行わせることができる。この場合は、出願人は、当該出願についての審査のため任命される専門家若しくは審査官の各々について産業財産局所定の手数料を支払う義務を負う。

### 第 101 条

自己の任命に対する専門家の承諾書は関係の管理ファイルに保存され、当該専門家は 20 日以内に任務を開始するものとする。その期間内に専門家が任務を開始しない場合は、当該専門家は委託された任務を拒絶したものとみなされ、産業財産局長官は別の専門家を任命するものとし、かかる専門家についても本条上記の規定が適用される。

専門家が任命を拒絶するには、十分な理由が存在しなければならない。

## 第 102 条

専門家の行うべき任務は基本的に次の事項で構成される。

- (a) 法第 32 条，第 56 条及び第 62 条に規定される実体的要件の充足を確認すること
- (b) 出願人が提出した書類に記載された事項が技術的見地から十分なものか否かを認定すること
- (c) 出願が関係する分野の技術水準を検証すること
- (d) 当該出願に関する自己の技術的意見を産業財産局に報告すること

## 第 103 条

専門家の報告書は，少なくとも次の事項を含まなければならない。

- (a) 添付された技術的資料が要件に適合しているか否か
- (b) 明細書に記載されている技術的解決についての技術的分析
- (c) 当該説明が，解決を再現できるように必要な詳細さを具備しているか否かの指摘
- (d) 産業特権を付与される要件を充足しているか否かについての意見
- (e) 技術水準の分析
- (f) 結論と技術的意見

## 第 104 条

意匠の場合は，専門家の報告書には，提出された明細書及び図面に関する意見とは別に，少なくとも類似意匠に関わる調査結果と新規性に関する分析が含まなければならない。

## 第 105 条

類似する意匠との関係で新規性の判定を行うために，専門家又は審査官は，法第 V 部に規定される事項に加えて，次の要素を考慮しなければならない。

- (a) 外形。これに関して，意匠として保護される新規の形態は意匠の対象物品の機能に直接関連するものであってはならない。
- (b) 類似する他の意匠又は物品との比較における装飾的要素に関する効果的な相違。これに関して，装飾的要素は造形的形態と解釈されるものとする。
- (c) 類似の意匠又は物品との比較において，装飾的要素が存在する個所
- (d) 各個所における装飾的要素の配置
- (e) 対象ひな形の外觀が新規，独創的であつ他と異なったものであるか否かを決定する上で，類似意匠との比較における外形的要素の全体構成

## 第 106 条

産業財産局長官の命令を通して，専門家又は審査官は，提出された資料が出願の産業特権に関して法が要求する必要条件の充足性判断に十分でないと思量する場合は，出願人に対して追加資料の提出を要求することができる。

## 第 107 条

専門家の報告書は発行され次第，日報において出願人に通知される。出願人は，希望する場合は，その写を取得することができる。

適当と判断する場合は、産業財産局は、その裁量により又は利害関係人の請求に基づき、専門家から追加的意見を求めることができる。そのような追加的意見は、別の専門家、関係技術分野の専門家で構成された委員会、又は産業財産局長官が指定する審査官スタッフから得るものとする。

#### 第 108 条

産業財産局は、報告書において審査報告がなされている技術概念を検証及び分析しかつ客体の有する基準が産業財産局の定める基準に合致していることを確認するために、専門家又は審査官によって提出された報告書の検討を行う。

専門家の報告書は、産業財産局長官が行う決定の前提として考慮される。

#### 第 109 条

専門家又は審査官は技術水準に照らして出願に関する調査を行い、このために利用可能な諸々の国内的及び国際的な手段を利用するものとする。

第 1 段落に規定する作業を行うために、産業財産局はチリで付与された特許、官報、外国で付与された特許、その他技術水準と事前行為の発見と評価に資する諸種の技術資料で構成するデータバンクを設置し維持するものとする。国内調査としては、出願対象に関する技術情報を有すると認められる研究所、大学又は企業に専門家若しくは審査官が訪問して調査することも含まれる。

特別な場合は、調査は外国の提供するデータを使用して行うことができ、このような調査は産業財産局が合意に基づいて提供を受ける外国官庁又は国際機関の協力の下になされるものとする。このような外国の協力による調査の必要性は予備審査において、専門家審査において、又は産業特権付与手続のその他の段階で決定することができる。

専門家審査の段階においてこの種の調査が必要と判断された場合は、法第 9 条の規定に従い、報告書提出期限を延長することができる。

#### 第 110 条

産業財産局長官は、発明特許、実用新案特許及び意匠登録の出願に関する技術審査を行う者として登録される専門家の最初のリストを作成するため、官報での公告の方法により専門家の公募を行うことができる。このリストには、関係の各分野で審査を行う技術的適格性を有すると産業財産局長官が認定するすべての専門家を含めるものとする。

本章の規定は、法第 6 条に言及するもの以外の専門家審査には適用されない。

## 第 XVIII 章 職務発明

### 第 111 条

法の定める何らかの種類の産業特権によって保護され得る創造的若しくは発明的な性質の業務を行う目的の下に従属的又は独立的な関係で雇用されている者の活動から生じる産業特権は、当該従業者の使用者又は当該請負人に業務を委託した者に属する。発明活動を行った者は、当該の労働契約又は委託契約の規定に従って給与若しくは報酬を得る権利のみを有する。使用者又は委託者は当該の発明若しくは指示業務を秘密に保つ権利を有する。上記の原則については、各労働契約又は業務委託契約において別段の特約を付すことが可能である。

### 第 112 条

創造的又は発明的な性質の業務以外の業務を行うために雇用されている者が生み出した発明については、産業特権は当該創造者に属する。ただし、そのような発明に関して当該発明者がその雇用されている企業において取得した知識が明白に寄与している場合又は当該企業によって提供された手段を利用した場合は、産業特権は使用者に属する。この場合は、発明を行った従業者又は請負人は、法第 69 条に規定する追加的な報酬を受け取る権利を有する。第 1 段落に規定する追加的な報酬の額は、関係発明の商業上若しくは産業上の重要性に従い当事者の合意によって、又は合意が得られない場合は法第 17 条の規定する特別の審判所の決定によって定められるものとする。

### 第 113 条

サービスの提供を行う従業者又は請負人は、関係の労働契約又はサービス提供契約の保護の下に行うことのある創造的又は発明的活動について使用者又は業務委託者に報告する義務を負う。

### 第 114 条

法第 71 条に規定する権利の非放棄性の原則は、関係契約の対象とする業務の主たる内容が創造的又は発明的活動を行うことでない場合にのみ適用される。

## 第 XIX 章 仲裁審判所

### 第 115 条

法第 17 条に規定する産業財産仲裁審判所の審判員は、経済・開発及び再開発大臣の決定によって任命されるものとする。この決定を行う際、経済・開発及び再開発大臣は、同条第 5 段落に規定する主体の推薦に基づき同法に規定される正規審判員と同一の資格を有する 3 名の代替審判員の指名も行う。このような代替審判員は、正規の審判員が不在の場合又は正規の審判員が具体的な事件において利害関係人として審理から排除される場合に、それらに代わって産業財産仲裁審判所を構成するものとする。

### 第 116 条

任期が満了した場合は、産業財産仲裁審判所の審判員は、次の任期につき正規の審判員として又は代替審判員として指名を受けることができ、こうして産業財産仲裁審判所の審判員は、任命機関からの指名を受ける限り無期限にその地位を継続することができる。

### 第 117 条

産業財産仲裁審判所は、少なくとも週に 2 回開廷することを前提にその開廷の期日及び回数を決定することができる。ただし、係属している事件が 5 件未満の場合は、開廷を次回に延期することができる。

産業財産仲裁審判所の審判員は出席する各開廷毎に 1.5UTM(チリ特別月間金銭単位)の報酬を受け、それに審理する事件毎に 0.1UTM が加算されるものとする。ただし、報酬額は 1 開廷当たり 2.5UTM を超えることはないものとする。

### 第 118 条

産業財産仲裁審判所の審判長は、控訴裁判所によって推薦された審判員又はその審判員の代替審判員が就任するものとする。

### 第 119 条

産業財産仲裁審判所の報道官及び管理職員は、その適正な運営の確保を目的として合議を持たなければならない。

産業財産仲裁審判所の審判長、書記及び報道官は、裁判所組織法及び民事訴訟法の該当規定に従い、控訴裁判所の対応職と同等の資格を有していなければならない。

### 第 120 条

産業財産仲裁審判所の弁護士書記は、少なくとも次の任務を負う。

- (a) 産業財産局の関係部署から、当該部署が受理し産業財産仲裁審判所に提出されるべき文書を受領すること
- (b) 審理が求められる諸申立について産業財産仲裁審判所に知らせること
- (c) 決定についての通知を行うこと
- (d) 必要に応じ、産業財産仲裁審判所が審理する種々の事件について審判所報道官の職務を行うこと、及び

(e) 同審判所の利用可能な人員等に基づき，同審判所にとって必要な管理サポートを組織し指示を与えること

#### **第 121 条**

産業財産仲裁審判所の 3 名の審判員は同審判所に係属した事件を審理し仲裁決定を下すために合議して審判を行うものとし，その決定は多数決をもってなされる。

決定を行う場合は，産業財産仲裁審判所は裁判所組織法第 2 条の規定に従わなければならない。

審理においては，最終的決定に関する主張の場合は，最大 30 分までの代理人の弁論が許容される。その他の場合は，申立は各審理期日の 3 日前までに産業財産仲裁審判所に提出することができる。

同一の出願に対する複数の異議に起因する産業財産仲裁審判所への不服申立は，それらが異なる根拠に基づくものであっても，共同して審理し決定することができる。

#### **第 122 条**

産業財産仲裁審判所への不服申立においては，原決定における申立の場合と同様に，関連事実及び申立の法的根拠を明示する必要がある，更に不服申立人は法第 18 条第 5 段落に規定する手数料の納付証を添付しなければならない。不服申立が不服申立期間の経過後に提起された場合又は上記要件を満たさない場合は，産業財産仲裁審判所は審理に入らず，当該不服申立の却下を宣言するものとする。その他の場合は，同審判所は不服申立に同定番号を付与し関係の記録簿への記載を命じるものとする。

#### **第 123 条**

産業財産仲裁審判所への不服申立の審理は，民事訴訟法第 163 条以下の規定に従って実施される。

#### **第 124 条**

産業財産仲裁審判所の行う決定においては，不服申立が認容されたか否かに応じて，法第 18 条第 5 段落に規定する手数料の返還請求権の有無を明記するものとする。

不服申立認容の場合は，産業財産仲裁審判所の弁護士書記は，関係人の請求に基づき，納付された手数料の返還を要請するチリ共和国総出納官に宛てた還付命令書を発行するものとする。

#### **第 125 条**

裁判所組織法第 VII 章第 11 条及び民事訴訟法第 I 編第 XII 章に含まれる関与と責任等に関する諸規定は，産業財産仲裁審判所の審判員及び報道官に準用される。

## 第 XX 章 最終規定

### 第 126 条

法第 18 条に規定する各手数料に関する納付命令は、それら各手数料の納付義務を課す産業財産局によって発行される。

### 第 127 条

法の経過規定第 2 条に規定する不服申立の管轄の移転は 60 日以内になされるものとし、1931 年法令第 958 号第 17 条に基づき設置された仲裁委員会の委員長は、自己の保管する係属中の事件に関する一切の書類を、法第 19.039 号第 17 条に基づき設置される産業財産仲裁審判所の審判長に引き渡さなければならない。上述の期間は、産業財産仲裁審判所が法的に発足した日から起算されるものとする。